

いえやしき 家屋敷課税を行います

1 .家屋敷課税とは

地方税法等に基づき、神流町内に家屋敷や事務所、事業所を有する個人の方で、毎年1月1日現在、神流町内に住所を有しない（生活の本拠を有しない）方には、個人住民税（町県民税）の均等割額（5,700円）をご負担いただきます。

これを家屋敷課税といい、土地や建物に対して課税をする固定資産税とは別の性質を有しています。

2 .家屋敷とは

本人や家族が住むことを目的として、住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくても、また、現在住んでいなくてもいつでも自由に住める状態の建物を言います。

3 .家屋敷課税の対象者

次の①～③すべてに当てはまる方が、対象となります。

毎年1月1日（賦課期日）現在で

- ①神流町に家屋敷等を有している
- ②神流町に住民登録がない
- ③当該年度の市町村民税が実際に居住されている市区町村で課税されている。

4 .家屋敷課税を行う理由

実際に居住されていない場合でも家屋敷を有していることにより、例えば消防や防災、防犯などの観点から、各種の行政サービスが生じています。たとえ住民登録が無くても（実際の居住地で住民税が課税されていても）家屋敷を有する方に一定のご負担をしていただくという考え方によるものです。

5 .課税の対象にならない家屋敷

次のような家屋敷は課税の対象にならない場合があります。

- ・現在、他人が居住している場合（居住者の形態にもよりますが、居住者課税の場合があります。）
- ・居住できない状態にある（老朽化等が激しく居住が困難）

※最近は利用していないという理由だけでは非対象にはなりません。

詳しくは下記までご連絡下さい。
神流町役場 住民生活課 民税係 0274-57-2111 (142)